

令和4年度第2回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年5月19日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和4年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和4年5月19日(木) 午後2時5分

3. 閉 会 日 時 令和4年5月19日(木) 午後2時50分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君

7. 会議に付した案件

- 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 10 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 11 号 農用地利用配分計画の認可について
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
報告第 13 号 非農地判断を行った農地について
議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 7 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 8 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の許可に係る下限面積について
議案第 13 号 令和 3 年度の活動に対する点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

8. 議事録署名委員

10 番 小田 正喜 君 12 番 小笠原 和男 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横 岡 聖 一	事務局 次 長	安 本 宗 徳
事務局 振興係長	苫 米 地 慶	事務局 主 査	村 中 健 大
事務局 主 査	佐 々 木 徳 幸	事務局 主 事	佐 藤 菜 奈

10. 書 記

事務局 主 事 佐 藤 菜 奈

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年5月10日に告示招集いたしました、令和4年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。10番 小田 正喜 委員、12番 小笠原 和男 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは1ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページです。農地法によるものが、6件15筆21,527平方メートルです。今後の意向は、16番と17番は別人と農地法第3条による売買の予定で、今回議案として上程されております。18番は、別人に貸借の意向があり、あっせんの希望が出されております。19番、20番、21番につきましては農地として管理することとしております。4ページから5ページです。中間管理事業によるものが、合計7件12筆39,865平方メートルです。今後の意向は、7番から11番については、受け手を変更して貸借予定です。12番は自ら耕作、13番は今後別人と売買の予定です。なお、今回は協力金の返還はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）6ページをお願いいたします。報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は7ページです。今回は2件12筆27,643平方メートルです。2件とも相続による所有権の取得です。取得後の内容は、11番は自ら耕作、12番は農地として管理となっております。あっせんの希望はございません。なお、農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）8ページをお願いいたします。報告第10号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から、別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は9ページです。今回の照会は、4件9筆8,338平方メートルで、現地調査は5月10日に実施し、法務局への回答は5月11日行っております。4番はあけぼの学園から北に約1,100メートルの地点です。①、②ともに植林後、数十年経過したと思われる杉林となっております。長期間山林の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地として判断しております。5番の①は、駒っこランドから西に約2キロメートルの地点です。申請地には、平成元年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。5番の②は駒っこランドから西に約1.2キロメートル、③は同じく駒っこランドから西に約1.4キロメートルの地点で、いずれも梅集落に位置しています。②、③ともに雑木が多く生い茂っており長期間耕作されていないため、農地としての利用は

困難な状態です。また、税務課税台帳においても現況山林となつてあることから、非農地と判断しております。6番は、十和田警察署から南西に約500メートルの地点です。申請地には、昭和55年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。7番の①は、ゆーゆーランドから南東に約600メートルの地点です。申請地は、住宅の庭となっており、20年以上宅地の状態であることから非農地と判断しております。②は、ゆーゆーランドから東に約400メートルの地点です。申請地は、進入路がない土地で長期間耕作されておらず、農地としての復旧は困難な状態であることから非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。報告第11号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和4年4月20日です。内容は11ページから12ページです。今回は賃借権の設定で、合計6件15筆24、280平方メートルです。すべて新規の権利設定です。権利設定の期間は、8番は4年、9番は6年、10番から12番が7年、13番が4年となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）13ページをお願いいたします。報告第12号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。内容は14ページです。本件に係る当初の転用許可申請は、建売分譲地の整備を目的として令和3年12月22

日に提出され、当農業委員会では、令和4年1月18日の総会において、許可相当としたものです。その後、土地改良区との協議により、排水設備に大幅な計画の見直しが必要となったため、令和4年4月6日に当該転用許可申請について取下げ願が提出されたものです。なお、補足ではございますが、本件につきましては、県の転用許可処分の決定前の段階であったため許可の取消しではなく、申請の取下げとなります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）15ページをお願いします。報告第13号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は16ページです。遊休農地に関する措置として農地法第30条では、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。この度、15筆19,192平方メートルの農地について、令和4年5月10日現地確認を実施いたしました。その結果、現地はいずれも長期間耕作された形跡がなく、山林の状態となっていたため、農地としての再生は困難であることから非農地と判断いたしました。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行なうよう指導してまいります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、外山班長、中野委員、奥山委員の3名です。5月10日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明

をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 17ページをお願いいたします。議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は18ページから20ページです。報告第8号の合意解約後の所有権移転に係る案件は、申請番号21番と22番です。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。11番 外山 康仁委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君） 農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計9件です。内訳は、所有権移転7件、賃借権設定2件です。はじめに所有権移転ですが、18ページの申請番号20番から19ページの申請番号25番までが、相手方要望による売買です。続いて、19ページの申請番号26番は知人へ贈与するものです。次に賃借権設定は、20ページの申請番号8番、9番でどちらも労力不足によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号に照らして審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えられます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 外山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に、議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 21ページをお願いいたします。議案第7号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第

4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は22ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。はじめに切田地区 中川原 彰造 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（中川原彰造君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。6番は、令和4年4月13日午前11時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中川原推進委員、ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（大平靖四郎君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。7番は、令和4年4月13日午後1時30分、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）次に、東部地区 山端 至誠 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（山端至誠君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。8番は、令和4年4月27日午前10時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

で、調整調書を作成し、農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）山端推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次の報告者、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員は、本日総会欠席のため、代わりに事務局から報告させます。次長。

事務局次長（安本宗徳君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号9番は、令和4年4月13日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整が行われました。本件は、出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、その旨を記した調整調書が、農業委員会へ提出されています。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）次長、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第7号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）23ページをお願いいたします。議案第8号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、24ページから30ページです。賃借権の合計は、14件30筆78,450平方メートルです。このうち新規の権利設定は、2

8ページの19番から30ページの22番までの4件で、その他は再設定です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定期間は、10番から12番までが5年、13番から15番までが2年、16番が5年、17番が2年、18番が5年、19番から22番までは10年、23番が3年となっております。次に、使用貸借に係るものは31ページから35ページです。使用貸借の合計は、10件21筆51,034平方メートルです。すべて新規の権利設定です。利用権の設定期間は、8番から34ページの15番までが10年、16番と17番が5年となっております。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は決定することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）36ページをお願いいたします。議案第9号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は37ページです。転用事由は、現在居住している住宅が老朽化したため、普通住宅を新築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から東に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、現在住んでいる住宅は事業完了後に解体し、土地は売却する予定です。本件は、非農地併用の事業で、所要面積492.44平方メートルに対し、転用申請面積は246平方メートルとなっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。

議 長（杉山秀明君）9番 奥山 博 委員、お願いいたします。

報告委員（奥山博君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は、1件です。令和4年5月10日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、特に問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上であります。

議長（杉山秀明君）奥山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）38ページをお願いいたします。議案第10号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は39ページです。今回は、合計3件8筆10,278平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。3番の転用事由は、農地を売買で取得し、17区画の宅地分譲を行うものです。場所は、ユニバース十和田西店から西に約450メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件は、開発行為の対象となります。4番の転用事由は、農地を贈与で取得し、車両置場を整備するものです。場所は、三興電子工業の道路を挟んで北側の隣接地です。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張のため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込があります。5番の転用事由は、農地を売買で取得し、農産物集出荷施設を建築するものです。場所は、深持小学校から東に約1キロメートルの地点です。農地区分は、第1

種農地ですが、農業用施設のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込があります。なお、本件も非農地併用の事業で、転用面積3,554平方メートルに対して、所要面積が3,837平方メートルとなっております。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。

議長（杉山秀明君）2番 中野 雄一郎 委員お願いいたします。

報告委員（中野雄一郎君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、3件です。令和4年5月10日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、すべての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中野委員ご苦労さまでした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）40ページをお願いいたします。議案第11号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は41ページです。今回の変更区分は、除外が4件5筆11,601平方メートルです。1番は、十和田乗馬倶楽部の北側です。北は水路、東は市道、南は道路を挟んで事務所、西側は道路及

び用水路となっております。変更理由は、乗馬の放牧場として利用するものです。対象地の農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込があります。ただし、すでに乗馬の放牧場として使用されているため、始末書付きとなります。2番は、あけぼの学園から北東に約1.2キロメートルの地点です。北側と東側は農地、南側と西側は市道となっております。変更理由は、携帯電話の中継基地局を建設するものです。対象地は、第1種農地ですが、公益性の高い携帯電話中継基地局の設置事業であるため、農地法施行規則により転用許可は不要となります。3番は、旧滝沢小学校から北東に約1.7キロメートルの地点です。北側、東側、西側はいずれも山林、南側は県道となっております。変更理由は、三方を山林に囲まれ日当たりが悪く、農地としての利用及び維持管理が困難であるため、植林を行うものです。農地区分は、その他の第2種農地であり、転用許可の見込があります。4番は、特別養護老人ホーム八甲荘の東側隣接地です。北側、東側、南側は農地、西側は八甲荘の敷地となっております。変更理由は、事業拡大に伴い、駐車場を増設するものです。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込があります。よって、4件とも計画変更は適当と判断されます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）42ページをお願いいたします。議案第12号、農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段の面積の設定について審議を求める件です。43ページです。農地法第3条第1項での農地の権利取得の要件となる下限面積について、農地法に定める基準は50アールとなっておりますが、同法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会において、別段の面積を定めることができる

こととされております。また、このことについては、毎年検討しホームページ等で公表することになっております。農地法施行規則に基づき検討しました結果、記載いたしましたとおり、農家戸数及び遊休農地の割合ともに、基準に達していないことから、別段の面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準どおり50アールとすることをご提案するものです。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）44ページをお願いいたします。議案第13号、令和3年度の活動に対する点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について。

「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知）に基づき、別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び最適化活動の目標の設定等を決定することの承認を求める件です。この件につきましては、先月の総会後の全員協議会におきまして、内容を一度お示しさせていただいております。内容について、委員の皆様からのご意見を伺ったうえで、再度取りまとめたものを本日ご提案するものです。まず、45ページから52ページまでが、令和3年度の活動の点検・評価の内容です。53ページから55ページまでが、令和4年度の最適化活動の目標の設定等の内容となっております。先月お示しした内容から修正させていただいた部分についてご説明いたします。まず、45ページから51ページまでは修正箇所はございません。52ページです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、頂いたご意見を追加しております。まず農地利用最適化等に関する事務では、担い手への農地集積について、目標を達成できないことから継続した活動が必要であることと、新規参入について、下限面積緩和の検討や就農後のフォロー体制の確立についてご意見をいただきました。これについては、農政担当課との連携を密にし、人・農地

プランの着実な遂行、中間管理機構の活用、新規参入者の支援体制整備を進めてまいりたいと考えております。その下の、農地法等によりその権限に属された事務につきましては、事務手続きについては適切に行われているとした一方で、農地の売買や貸借、また転用の際に条件を付すことも必要ではないかのご意見もいただきました。これにつきましては、法令で定める諸条件を適切に確認、審査することに加え、その他に疑義ですとか配慮すべきことがある場合などにつきましては、現地調査や聴取調査の際に、申請者に確認また指導することで対応してまいります。次に、54ページです。令和4年度の最適化活動の目標の設定等については、1の最適化活動の成果目標の(1)の②目標の欄について、新規集積面積を80ヘクタールといたしました。先月の案では、100ヘクタールとしておりましたが、昨年度の実績が77ヘクタールであったことから、より現実的な目標とするため、80ヘクタールに修正させていただきました。なお、この集積面積については、今年度の達成度合いの評価が、農地利用最適化交付金の実績払いに反映されることとなります。次に、(2)遊休農地の解消の①現状及び課題の欄について、現状の面積を令和3年度末の数値19.1ヘクタールに修正いたしました。先月の案では、直近の利用状況調査により判明した状況となっていたため、令和3年度の新規発生分の数値を記載しておりましたが、青森県農業会議等に確認し、記載方法を修正いたしました。次に55ページです。中段の最適化活動の活動目標の(1)の表、最適化活動を行う農業委員の人数の欄ですが、国から示された最適化交付金に関するQ&Aにおいて、担い手への農地集積など、最適化活動を日常的に行うことが難しい中立委員については、最適化活動を行う委員に含めないことができるとされています。このため、当市農業委員会における目標においても、中立委員である小笠原和男委員を除く17人としたいと考えております。以上で、議案第13号の説明を終わります。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和4年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。

誠にご苦勞様でした。

———— 閉会 午後 2 時 5 0 分 ————